平成２８年（再イ）第１０６号

千葉県千葉市中央区南生実町60番地12

再生債務者　山舘　　満

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月28日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第４０号

兵庫県姫路市北条永良町72番地　レオパレス北条東201

再生債務者　小嶋　政子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月28日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第８号

松江市古志原３丁目７番27号

再生債務者　赤井　　健

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月28日　　松江地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第36号

平成28年10月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 28 年 11 月 11 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第ＴＦ161号

2．名称　リオン株式会社

3．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＦ162号

2．名称　株式会社小野測器

3．住所　神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目９番３号

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＦ163号

2．名称　リオン株式会社

3．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＦ164号

2．名称　リオン株式会社

3．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＦ165号

2．名称　スペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部

3．住所　東京都千代田区神田司町２丁目６番

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＦ166号

2．名称　スペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部

3．住所　東京都千代田区神田司町２丁目６番

4．特定計量器の種類　精密騒音計

1．承認番号　第ＴＳ161号

2．名称　株式会社小野測器

3．住所　神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目９番３号

4．特定計量器の種類　普通騒音計

1．承認番号　第ＴＳ162号

2．名称　リオン株式会社

3．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

4．特定計量器の種類　普通騒音計

1．承認番号　第ＴＳ163号

2．名称　リオン株式会社

3．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

4．特定計量器の種類　普通騒音計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 23 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年 11 月 11 日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

ダブル連結トラック社会実験に関する割引

１．割引をする自動車

車種区分が特大車（ただし、連結車両で車両の長さが19メートル超過から25メートルまでに限る。）のうち、ＥＴＣ2.0車（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。）

２．割引額

割引額は次表のとおりとし、４．に定める区間の利用距離に対して、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間（以下「別紙３」という。）１．⑴①イ㈡イ）Ａの表中に定める特大車の普通区間の１キロメートル当たりの料金の額から減じるものとする。

（単位：円）

車両の長さ	割引額
19m超から20mまで	4.51
20m超から21mまで	9.02
21m超から22mまで	13.53
22m超から23mまで	18.04
23m超から24mまで	22.55
24m超から25mまで	27.06

３．実施する期間

平成28年11月14日から中日本高速道路株式会社が定める日までとする。

４．適用区間

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから豊田東ジャンクションまで、浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間

５．割引相互間の適用関係等

別紙３　１．⑴⑤「料金調整」は適用しない。

また、別紙３　１．⑵に定める割引のうち、②「大口・多頻度割引」、③「深夜割引」、⑪「ＥＴＣ2.0割引」及び⑭「高速国道との連続利用割引」は本割引と重複させるものとする。

なお、本割引と⑤「平日朝夕割引（コーポレート契約）」の適用が重複する場合は、本割引を適用する。